

平成30年住宅・土地統計調査に関する研究会（第3回） 議事概要

1 日 時 平成29年1月24日（火） 14:00～15:30

2 場 所 総務省統計局6階特別会議室

3 出席者

委 員：浅見泰司座長、大林千一委員、米山秀隆委員、山田育穂委員

オブザーバー：持丸洋（東京都総務局統計部人口統計課長）、佐竹健次（国土交通省土地・建設産業局企画課長）、村上真祥（同住宅局住宅政策課住宅国際対策官）

審議協力者：長山賢（神奈川県横浜市政策局総務部統計情報課専任職）

総 務 省：千野統計調査部長、北原調査企画課長、山口地理情報室長、栗田国勢統計課長
（独）統計センター：坂井統計編成部人口統計企画課長

4 議 事

- (1) 調査票（案）について
- (2) 集計事項について
- (3) 試験調査の実施計画について
- (4) その他

5 議事要旨

- 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 調査票（案）について

【資料1-1 平成30年住宅・土地統計調査 調査票様式案 前回研究会からの変更点】

- ・現住居以外の住宅及び土地について、現在、未登記の住宅や土地が増えてきており、登記簿より優れた情報はないと考えているため、今後、実態を把握するために調査票に登記の有無を調査する項目があるとよいと思われる。

⇒現段階の調査票では登記の有無を調査することは困難であるが、今後、政策的に必要な可能性はある。

- ・調査票の「VI 居住世帯のない住宅（その他）の所有状況」について、矢印により回答を誘導することは良いが、設問タイトル自体が、世帯に分かりづらいと思われる。注意書きを追加するなど検討してもらいたい。

⇒説明書きについて検討する。

- ・現住居以外の住宅や土地の所有に関する調査項目の調査対象者を、名義人から現に所有している人に変更することは、これまでと定義が異なり、調査対象者が拡大されることとなるが、土地に関しては、今までと異なるデータになってしまうため、その点を認識した上で集計を変えるか、あるいは土地は名義人のままとするか検討する必要がある。

⇒現住居以外の土地については、土地登記をしていないのは15%程度と少なく、住宅に比べて登記されている割合が多いことなどから、結果数値に与える影響は誤差の範囲内と考えられる。

(2) 集計事項について

【資料2 平成30年住宅・土地統計調査の集計事項について（案）】

- ・空き家の所在地に係る大都市圏と人口階級別の結果表について、大都市では空き家の数が多い

ことが予想できるため、地方の状況を把握することはできないか。
⇒調査の結果、「世帯所有空き家（その他）」がどの程度回答されるか不明なことや、市町村等の区分では秘匿等の観点から数値が出せない可能性もある。そのため、二次利用の制度を活用していただきたいと考える。

- ・年齢階級を組み合わせた結果表について、上限が75歳以上となっているが、現在、社会福祉施設に入居する方の年齢で最も多いのが80歳といったデータもあることなどから、上限の年齢をあげた方がよいのではないか。

⇒検討する。

- ・介護が必要な人の年齢が87歳という話も聞いたことがある。

- ・空き家の居住世帯のない期間に係る結果表について、空き家は10年経つと処分されるケースが多いため、「10年以上」以降もいくつかの区分があった方が分析として有効なデータとなる。また、結果表のスペースの観点から、1～10年の間も1年ごとではなく、3～5年ごとの区分を検討してもよいのではないか。

⇒検討する。

<文責：事務局（今後、修正することがあり得ます。）>